

# CMS Letter

日本色覚差別撤廃の会・会報 No. 42

2013年11月

日本色覚差別撤廃の会事務局

〒211-0004 神奈川県川崎市中原区新丸子東 3-1100-12 かわさき市民活動センター気付

FAX 044-788-3509 HP <http://nodaiweb.university.jp/cms/>

専用メール [cms@nodai.ac.jp](mailto:cms@nodai.ac.jp)

## 日本眼科医会の調査結果を伝える新聞記事に対して

9月19日の朝日新聞朝刊を読まれた会員の皆さんは、大変驚かれたことと思います。一面トップに「色覚異常 気づけず後悔」の大見出し。見出しはさらに、「小4一斉検査中止から10年」「進路、直前に断念も」「眼科医会『希望者に実施を』」と続きます。記事は日本眼科医会が10～11年度に行った調査の結果を伝えており、それによると色覚異常の子どもの2人に1人が異常に気づかぬまま進学・就職時期を迎え、6人に1人が進路の断念などのトラブルを経験しているとのことで、その結果を受け同会は、希望者には小学校低学年と、進学と就職を控えた中学1～2年に検査を行うのが望ましいとの見解をまとめ、近く文科省に申し入れるとのことです。

10年前に学校の健康診断から色覚検査が必須の項目から削除されました。今回報道された日本眼科医会の見解は、色覚検査の復活を目指すものであり、検査が削除されるに至った事情を無視していると言わざるを得ません。その意味で、時代に逆行するものです。

会長の井上清三はすぐに日本眼科医会の見解を疑問視する文章を書き、朝日新聞「声」欄に投稿、翌週掲載されました。役員会としてもこの記事へ対応すべく、記事を書かれた今直也記者に連絡をし、定例役員会に同記者を招いて取材を受けました。今記者は取材を重ね、10月8日の生活面「学校での色覚検査、必要？」の記事にされました。この記事の中では副会長佐藤伸直の、「学校で一斉に検査する必要があるのか。仕事により支障があるのであれば、希望する職種ごとに必要な色彩識別能力を評価すれば十分だ」の主張が紹介されています。

医事ジャーナリストの大西正夫氏も、9月19日の朝日新聞の記事に違和感を覚えた一人です。同日午後の日本眼科会学校保健部の会見に出席され、その様子も含めて「色覚異常検査の問題」と題する記事を書かれました。この記事は、検査で異常とされた者を差別することの問題を、的確に指摘しています。後掲しますので、是非お読み下さい。

(編集部)

## 色覚異常で職業制限 見直しを

井上 清三

私は色覚異常当事者です。小学校の頃の検査でひらがなが判読できず、教師に外国人かと言われ傷つきました。「色覚異常気づけず後悔」(19日朝刊)の記事にあるように、「色覚異常があるだけで、採用を制限しないよう指導」されてきたにもかかわらず、制限している職種がいまだに残っているのは不思議です。改めるべきはこういった職種の就職制限だと思います。

私は昨年、小学校教員を定年退職しました。教職に就いた頃の学校色覚検査はひどいもので、プライバシーへの配慮もありませんでした。一方的な学校からの報告で、多くの色覚異常当事者と家族らを悩ませました。その実体をほとんどの教員は知らないでしょう。学校色覚検査が「色覚差別」の温床になっていたようです。

その学校色覚検査が10年前になくなり、色覚異常に関する偏見・差別が少しずつ氷解するいい機会だと感じました。文部科学省は全国の小学校向けに色覚に関する冊子を配布し、それで、ある程度の知識伝達がなされました。しかしまだ十分とは言えません。

大事なことは、学校での色覚検査の復活ではなく、いまだに明確な基準も示さず、一律に色覚異常というだけで門戸を閉ざす一部の職種の就職制限の見直しではないでしょうか。

(朝日新聞 2013年9月27日より朝日新聞社の許可を得て転載)

## 色覚異常検査の問題

医事ジャーナリスト 大西 正夫

9月19日、朝日新聞朝刊の一面トップに、「色覚異常 気づけず後悔」の大見出し、「小4一斉検査中止から10年」の凸版見出しが躍る記事が掲載された。日本眼科医会の調査結果を拠りどころに書かれた内容だが、その日午後、当の眼科医会が「色覚検査をめぐる現状と課題」と題した記者発表会を開くことになっていた。「学校で色覚検査が行われなくなって10年」というサブタイトルが付けられた会見に出席するつもりだったが、この記事を一と目読んで、言うにいわれない違和感を覚えた。

まあ、新聞記者が発表予定日に当てて特報(特ダネ)風の記事を書くのは、昔も今もそう変わらない。問題——違和感が生じた理由は、その記事が発表する眼科医会側に事前に取材した際の“受け売り”に終始していたからであり、学校における色覚異常検査が廃止された要因、背景をきちんと書き込んでいなかったからだと思う。

朝日ついでに言うと、同じ題材の記事が今年2月27日の毎日新聞朝刊のくらし欄に大きく取り上げられていた。ちなみにヨコ大見出しは「色覚異常『早く知りたい』」、小さな袖見出しが「差別批判検査廃止10年」とあった。就職で色覚異常が発覚し、職種により支障が出ているなど、検査がないために問題が起きているという点では朝日記事と同様だった。朝日と違うのは、前出の差別批判という見出しの一部や本文での「差別の温床となる」と記した箇所があったことだ。

その日午後の会見で、日本眼科医会学校保健部のメンバーによる全国の実態調査結果が「学校での色覚検査について」のタイトルで宮浦徹理事により発表され、「色覚の本質」と題し、種々ある色覚検査法について澤充・日本大学名誉教授が解説した。それを聴き終わって私は、学校という教育現場で色覚異常検査がなぜ廃止されたかという本質に触れられていない不満を覚え、質疑応答の時間に尋ねたが、私が考えていることと噛み合わないもどかしさが残った。

色覚異常はかつて、色盲という言葉で語られていた。私が小学生の頃、毎年のように色盲検査があり、行列を作って順番を待っていた。時々、「色盲だな」という大人の声が聞こえた。その声が教諭か保健師か、学校医か分らなかったが、「色盲でなくて良かったあ」と“正常”だった子たちは単純に喜んだ。私もその1人だったかもしれない。

時代は移って色覚検査と言う名に変わっても、検査の中身は変わらない。2001年に厚生労働省令の改正で労働安全衛生法の雇入時健康診断から色覚検査が廃止された。翌年、文部科学省令の改正で学校保健法の定期健康診断から色覚検査が削除された。

色覚検査が2つの健康診断から廃止される前に戻ってみたい。メディカル朝日の2002年8月号に寄稿した眼科医、高柳泰世さんの「色覚検査の歴史と問題点」を基に歴史的経緯に触れる。

1958年公布の学校保健法で年1回の色覚検査が義務付けられたが、その理由は、石原表と呼ばれた石原式色盲表が1921年に発行され、軍隊で使用されて以降、一見簡便に使える安価なものであるため、あつという間に日本中に広まった。当代眼科学教授であり、陸軍軍医監であった石原忍医師が開発した検査表は、もともと徴兵制度に基づいて色盲の兵隊を除外するのが目的だったが、いつの間にか学校現場で養護教諭、教職員が検者となって“安易に”行われるようになった。色盲、色弱という言葉もその過程でできた「差別用語」に他ならない。

しかし、1973年から就学時検査がなくなり、小1から高専4年までの計6回の検査に変わっていった。78年には異常の程度は削除され、その有無だけを検査する方向に変わる。さらに1995年、学校保健法の一部改正で小4のみ1回の義務となり、方法についても先天異常を調べるのではなく、学校教育上配慮を必要とする児童を選び、適切な事後措置をすることになった。

前出の石原式色盲表が発行された際の解説に、「色盲と職業」として、色盲と判定された物を鉄道員、船員、現役将校に採用しないこと、医師や薬剤師、その他色を取り扱う全ての職業に適さないことと記載されていた。そんな時代から色覚異常、すなわち色盲、色弱を持つ者は差別の対象となっていたのだ。

読者の中にひょっとして、色覚異常があれば、色を扱う職業に就けないのは当たり前ではないか、と思う人がいるかもしれない。だが、それは大いなる誤解に過ぎず、多くの場合、そういった職種に就いても支障がない時代に入っている。例えば、先天色覚異常を見つけ出す石原表を誤読、つまり引っかかっても、パネルD15テストはパス（通過）し、眼科の色覚検査であるアノマロスコープを使ったテストに基づく診断では第一色弱・弱度異常となる。実際に交通信号を扱う警察官や、色がついた布いなどを見なければならぬ船員が色弱であっても、識別テストでは何ら支障がない。

前述の高柳医師によれば、石原表は精度が高すぎて、少しでも色覚異常があれば根こそぎ見つけ出し、烙印を押す役目をしてきたという。つまり、石原表を誤読する人は社会的に正常でないと思われ、職業選択の自由、就業の権利を阻害されたというのだ。その意味で、色覚異常と判断されれば、「社会によって作られた、眼科医によって作られた障害者になってしまう」（高柳医師）。

日本の近現代史で、人権の抑圧と差別を語る時、決して忘れてはならないのはハンセン病患者を社会から隔離した歴史的事実である。2001年に熊本地裁でハンセン病患者たちが勝訴した時の、私自身の高揚感は未だに憶えているが、当時の小泉純一郎首相が大方の予想を裏切って政府控訴断念を発表した時の安堵感も忘れられない。あれがきっかけとなって厚労省は同じ年、前述したように企業の雇入時色覚検査を廃止した。その余波を受けたかのように文科省も翌年、小学校健診の必須項目から色覚検査を削除するに至った。あの頃、医師や薬剤師といった職業に就けない視力・聴力などの障害を持つ人々を排除してきた数多くの欠格条項が廃止された。

障害福祉の分野でも日本が世界に遅れること10年、20年なんて事例は掃いて捨てるほどあった。それから数年後の私は新聞社を辞めてフリーランスとなり、医学部で医学生に教える機会を得て、「マイノリティへのまなざし」というタイトルの授業も持つようになったが、そのひとコマ分に色覚異常を充てた。その準備で読んだ本が、高柳泰世医師の「つくられた障害『色盲』」だった。朝日新聞社から1996年に出版されたこの本のページをめくるごとに溜息と同時に、著者のヒューマンイズムに感動した。

高柳さんは1958年に名古屋大学医学部を卒業し、眼科医になってから10年後、眼科医院を開業してすぐ学校医になった時に色覚検査と出会った。最初に接した養護教諭から、「この検査が一番嫌い。

女の子は結婚話がなくなるし、男の子の将来の職業選びが大変。やりたくない検査です」と言われ、調べ出したのがライフワークになったという。

とにかくこの人は精力的に動き回ってきた。船に乗って左右舷灯識別テストの実地調査は言うに及ばず、警視庁に掛け合って警察官の採用で色覚異常検査に引っかかっても、実際の色彩識別能と関係がないことを具体的に示し、やがて都道府県警本部がそれを受け入れることになるなど、度外れた行動力と人間力が魅力の人である。今日、大学入学で色覚異常を理由に不合格にする事例はなくなったが、前出の著書に 1985 年当時の入試で、色覚異常者に対する受験制限をしている国立大学の全一覽を調べて掲載したことがその後の制限撤廃につながったとも言われている。

すっかり脱帽した私は、しかし、一度も高柳さんと接触する機会を持たなかった。それが 9 月 19 日の朝日新聞に色覚異常検査の記事が載ったのを機に、私から電話してその感想を尋ね、より深くその人柄を理解することになった。

話を元に戻そう。日本眼科医会の実態調査、記者発表の狙いがどこにあるのか未だによく分からないが、少なくとも色覚異常というレッテルを貼られた人々への差別問題、あるいは人権問題という視座が明確に感じ取れないことは確かである。高校や大学の卒業間近に色覚異常に気づいたり、就職試験時に判明したことの悔しさ、無念などは十分理解できる。だが、そういった問題の下に、2002 年の色覚異常検査の原則廃止を定めた法令改正に伴う留意事項、「学校での健康診断で色覚検査を実施する際には、児童と保護者の同意を必要とすること」「教職員は正確な知識を持ち、学習指導や進路指導で色覚異常に配慮をするとともに適切な指導を行う」と概略記されている局長通知が有名無実化している現実が存在しているように思える。

色覚異常はいわゆる伴性劣性遺伝であり、遺伝病である。ところが、今回の眼科医会の実態調査報告は、小中学校とも学校での色覚検査を求めている。集団検診ではなくなっても、希望者とはいえ学校現場で検査することの倫理的側面からの是非の論議がないまま実施することに問題がないのだろうか。医療機関で任意に受ける方が望ましいのではないか。そもそも、どんな色覚検査表を用いてやろうというのだろうか。澤充・日大名誉教授が講演で語っていた言葉に、石原色覚検査表は代表的かつ精度が高いとあった。恐らくそれも使うのだろう。

異常者を拾い出す検査法はすでに時代の片隅に追いやられている。仮に色覚異常であっても、社会生活を送り、職業を全うするのに支障のない色彩識別能力を確認するだけで十分ではないのだろうか。そのような検査をする場として多くの児童がいる学校がふさわしいとは思えない。色覚異常について正確な知識を有し、人権問題に反応できる眼科医がいる医療機関で、個別に向き合うやり方がベターに思えてならない。

(週刊薬事新報平成 25 年 10 月 10 日第 2806 号より薬事新報社の許可を得て転載)

## 文科省を訪問しました

石林 紀四郎

色覚問題への今後の施策、学校における色覚検査の廃止以後の動向について要請するため 10 月 31 日文科省を訪問しました。

文科省の直接の担当者はスポーツ青少年局学校健康教育課学校保健対策専門官で現職は知念希和氏で、課長補佐の丸山克彦氏が同席しました。会からは金子、井上、鈴木、石林、羽岡の 5 名。専門官は 2 年ごとくらいに異動があり、これまでもそのたびに訪問して要望をしてきました。

冒頭井上会長から「学校での色覚検査が色覚の社会的バリアを作ってきたと考えており、10 年前にこれが廃止されたことを喜んだにもかかわらず、いままたそれを復活する動きがあるようだが、文科省としては実態をどう把握しているか」と尋ねました。

これに対しては、学校で検査をしているところはあると聞いているがあくまで希望者であって、保護者の同意を得て行っているはずだ。実態はいま調査しているところだ。健康診断の検査項目は11項目あり、12項目目の「その他」で学校が判断して独自に行っているものはどういうものがあるか、色覚に限らず、いま調査している、との回答でした。その結果がまとまるのは年度内の予定だそうです。

私達の要請に対して専門官は、学校での色覚検査は希望者でもすべきでないというのか、と問い返しました。それに対して私達からは、健康相談といいながら結局進路相談でまちがった指導をすることが多いこと。検査の結果医者に行くことを勧められ、その眼科医自身が十分な知識も無く、しかも医者としての診断ではなく、この仕事にはつきませんなどと間違った進路のアドバイスをしたりすることに繋がっている。また色覚異常がさも特別大事な問題であるかのような偏見を助長する。などを考えればすべきではない。教員に正しい知識を持ってもらってというのが、それは望ましいが年々交代する教員がみなそうした知識を身につけることは現状では不可能だ。教員はいま食物アレルギーやらなにやら、様々な問題を抱えて日々追われている。こうした面を様々に説明しました。そして本誌別掲の薬事新報の大西氏の文章はすでに入手して目を通してはいたようですが、それでもなお残念ながら平行線でした。

次の知念専門官の言葉が文科省というお役所の考え方を良く表していると思います。「いろいろおっしゃることは分かるが、色覚異常をもっと早く知っていれば進路を間違わなかったという人たちの声が上がってきており、学校の段階でスクリーニングする方法（つまり石原表を使って色覚を調べるといことか）があるにもかかわらず、なぜその要望に答えられないのかといわれれば何もしないわけにいかない」。

さまざまな当事者の声を聞くのは私達も望むところですが、声があるからではなく、人の生涯がかかった人権の問題としてどうするのが正しいのかをきちんとした見識を持って判断して行政をしてほしいと思います。

最後に別紙要望書を渡し、回答を求めました。それに対し、項目1と2は前述の通り調査中。項目3と4については現在健康診断のあり方について有識者の検討会を持っているのでそこで検討したいとのことでした。私達としては決定するに当たっては当事者を含めた検討会を持ってほしいと要望してこの日の訪問を終えました。

2013年10月31日

文部科学省スポーツ・青少年局長 殿

日本色覚差別撤廃の会

#### 学校における色覚検査について（要望）

児童生徒の色覚検査については、2003年4月からの改正省令の施行により健康診断における必須の項目から削除されました。これにより、長年にわたり児童生徒の全員が義務的・強制的に、校舎内で集団的・一斉に検査を受けさせられてきた心無い処遇が制度的に解消されたことは、当事者の団体として大きな前進を刻するものと受け止めています。

ただ残念ながら、制度改正の直後から眼科医の業界団体等により、改正への批判や従前への復古を高唱する声が続えませんでしたし、一部地域では教育行政への働きかけを通じて、従前の色覚検査を維持、復活させていると伝えられています。

そこで、あらためて当事者の団体として以下のとおり要望いたしますので、よろしく善処のほどお願いいたします。

- 1 改正省令施行後に貴局において、全国の義務教育学校における色覚検査の実態調査 を実施（委託を含む）されていれば、その内容および結果をご教示ください。
- 2 仮に上記の調査がこれまでに実施されていなければ、早急に実施し実態を明らかにしてください。
- 3 学校保健法施行規則の一部を改正した当該省令（平成14年3月29日 文部科学省令12号）は、上記のような意義をもつところから、引き続き堅持してください。
- 4 他方で、上記省令の制定をうけた局長通知（同 日文科省スポーツ・青少年局長通知）内の「第4、1 色覚の検査」においては、（1）学校医による健康相談での個別検査の実施を促進し、（2）定期の健康診断における集団検査の実施を容認しています。  
児童生徒及び保護者への事前の同意手続きを要件としているものの、実状として手続きの空洞化が夙に懸念されてきました。実質的に半強制的な一斉検査となることを極力防止するため、（1）（2）とも規定を削除してください。

参考 文部科学省スポーツ・青少年局長通知 13 文科ス第四八九号

第4 色覚の検査の必須項目からの削除に伴う留意事項について

#### 1 色覚の検査

- （1）今後も、学校医による健康相談において、色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者に対し、事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えること。
- （2）定期の健康診断の際に、必須項目を加えて色覚の検査を実施する場合には、児童生徒及び保護者の事前の同意を必要とすること。

CMS Letter 日本色覚差別撤廃の会・会報 No. 42  
2013年11月23日 発行  
発行人 井上清三  
編集・発行 日本色覚差別撤廃の会